

臨時休業期間中における登校日の設定等に係る Q&A

※今般、府教育庁から府立学校及び市町村教育委員会向けにお示したQ & Aから、以下について抜粋しましたので、適宜、ご参考ください。
なお、Q & A中に「担当課・担当グループ・内線番号」の記載がありますが、お問い合わせについては、私学課の各グループあてにお願いします。

<目次>

■府立学校向けQ & A

【児童生徒等の状況】

- Q1 実施に際して、保護者等と連携しながら児童生徒等の心身の健康状態を把握するとはどういうことか。
- Q2 児童生徒等の心身の健康状態を把握する際のチェックポイントは何ですか？
- Q4 児童生徒等が登校して来た際に、虐待の疑いがある場合、その際のチェックポイントは何か。
- Q5 登校してきた児童生徒等から新型コロナウイルスに関する偏見や差別・いじめに関する相談があった場合はどうすればよいか。
- Q6 これまでも子ども家庭センター等と連携していたり、経済的に厳しい家庭など、心配な児童生徒等がいる。そういった児童生徒等の自宅へ教員が家庭訪問に行ったり、児童生徒等を個別に学校へ呼んでその状況を把握するのは構わないか。
- Q7 児童生徒等のケアの観点から、分散登校開始後に想定されるリスクや今のうちから取り組んでおいた方がいいことがあれば教えてください。
- Q8 日本語指導の必要な生徒に対して、言葉の壁があり必要な情報を正確に伝えることが困難である。翻訳資料や相談窓口があれば教えてほしい。

【学校の環境】

- Q9 分散登校をさせるにあたり、環境整備等の留意点はあるか。
- Q10 1教室あたりに参集する人数の上限をなぜ15人程度としたのか。
- Q11 アルコール消毒液が不足しているが、衛生管理等のように対応すればよいか。
- Q12 在籍者数が100名未満の学校であっても分散登校させる必要があるのか。
- Q14 「5月18日以降の週は段階的に回数を増やしていく」とあるが、登校日を週に3回設定しても構わないのか。
- Q15 登校日は出席日数として取り扱うのか。
- Q16 登校日に入学式や始業式を実施してよいのか。
- Q17 教育活動等再開後に入学式を実施しなければならないのか。
- Q18 入学式が行われていないので「入学許可宣言」ができていない。この場合でも入学

は認められるのか。

- Q19 入学式を実施していないが、在学証明書等の発行は行うことができるのか。
- Q22 登校日に授業を実施することは可能か。できないのであれば、学習課題のポイントを解説することや生徒の質問に対応することなどは可能か。
- Q23 登校日に実施できることとしてどんなことが考えられるか。
- Q24 ガイドラインには「個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長してもよい。」とあるが具体的にはどのようなことが考えられるのか。
- Q25 通知に「インターネット環境を活用した学習支援ができるよう準備を進めておくこと」と記載があるが、この期間においてどのようなことを実施すればよいか。
- Q26 登校日に物品販売等を実施してよいか。
- Q27 物品販売等について、各販売店で対応してもらおう予定だが問題ないか。
- Q28 在校時間が2時間程度であれば部活動も可能か。
- Q29 緊急事態宣言が延長され、公共交通機関を利用する生徒が多い学校において、分散登校であっても、登下校中の感染リスクが懸念される。配慮すべきことは何か。
- Q32 大阪府育英会奨学金について、在学募集はどうなるのか。

【児童生徒の学習】

- Q33 授業を動画で配信したいが、留意点は何か。
- Q34 授業を動画配信サイトに上げて、児童生徒に配信してもよいか。
- Q35 休業期間中の家庭学習として、主たる教材である教科書に基づいたプリント等による学習を生徒に課しているが、その他にどのような課題が考えられるか。
- Q36 児童生徒への課題を学校のホームページに掲載してもよいか。
- Q37 購入又は給与済の教科書等の一部のコピーを課題として郵送したり、教科書等を学校ホームページに転載してもよいか。
- Q38 授業ができない状態が続いたとき、学習指導の方法について府としての考え方を知りたい。
- Q39 授業再開後の授業日数等に関して、府としての原則的な考え方を示してもらえないか。

【健康管理】

- Q43 この期間に児童生徒等の定期健康診断を実施してもよいのか。
- Q44 学校が設定した分散登校日において、活動中や登下校の際に児童生徒等が負傷した場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象となるか。
- Q49 新型コロナウイルス感染症の影響により、実施体制が整わず、健康診断が実施できない場合は、学校保健安全法施行規則に定められている6月30日を超えて実施しても問題ないか。

Q51 登校後、児童生徒等が体調不良（発熱や風邪症状）を訴えた場合、どうすればよいか。また、公共交通機関を利用して帰宅させてもよいか。

Q52 発熱や風邪症状のある児童生徒等が複数名いる場合は、帰宅させるまでの待機場所等、個々に対応すべきか。

Q53 ウォータークーラーは使用してよいか。

Q55 新学期に予定していた避難訓練の実施について、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けることが困難な場合は、実施しなくてもよいか。

【教職員の服務等】

Q56 分散登校させる際に、教職員が気を付けることはありますか。

【その他】

Q81 教育実習等の実施にあたり、学生や大学等からも問合せがあるが、どのように対応すべきか。

■市町村教育委員会向けQ&A

Q4 図書室などの通常の教室より広い場所であれば、府が示している人数（1教室あたり10人～15人程度）を増やしてもよいか。

Q6 登校日において、市町村の判断で給食を実施することは可能か。

Q12 支援学級の登校日の設定について、留意すべき点は。

■府立学校向けQ & A

【児童生徒等の状況】

Q1 実施に際して、保護者等と連携しながら児童生徒等の心身の健康状態を把握するとはどういうことか。

A: 学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、登校前に自宅にて、発熱や風邪症状等が無い健康観察を実施させる必要があります。

保護者等に対して、自宅にて健康観察をしていただくよう、協力をお願いをしてください。また、児童生徒等の健康状態を把握し、発熱や風邪の症状が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させるよう、あわせて、お願いしてください。

→ (参考)「保護者あて文書」を参照。

学校は、児童生徒等の健康状態を把握し、体調が悪いときは無理して登校しないよう指導するとともに、登校した児童生徒等についても、必要に応じて、当日の学校における活動に参加させず、帰宅するよう指導してください。

→ 体調不良者への対応については、【資料2】「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」を参照。

「けんこうかんさつカード」等を利用する場合は、児童生徒等のプライバシーが守られるように配慮を行うことも大切です。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q2 児童生徒等の心身の健康状態を把握する際のチェックポイントは何ですか？

A (身体)

・発熱がないか

・せき、のどの痛み、鼻水、鼻づまり等の風邪症状がないか

(花粉症などのアレルギーを起因とする鼻水や鼻詰まりを除く)

・「息苦しさ」や「体がだるい」がないか

→ 健康状態の把握するためのツールとして、必要に応じて【資料4】「けんこうかんさつカード」等を活用してください。

(心)

・落ち着きのなさはなにか

・過度な警戒心を持っていないか

・教職員に接触を求めてくることはないか（極端なあまえ行為）

- ・乱暴、攻撃的な言葉遣いをしていないか
- ・帰宅するのを嫌がることはないか

(その他)

- ・家庭内の様子（家族の体調）
- ・友人関係（ネット上の仲間外れや誹謗中傷）
- ・学習の遅れ
- ・進学、就職など進路上の悩み

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 **3506**）
高等学校課 生徒指導グループ（内線 **3433**）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 **4736**）

Q4 児童生徒等が登校して来た際に、虐待の疑いがある場合、その際のチェックポイントは何か。

A： 落ち着きがない、過度な警戒心をもつ、不自然な外傷がある、帰宅するのを嫌がるなどに当てはまる場合などは、虐待被害のサインだと言われています。必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用してください。詳細については、「子どもたちの輝く未来のために ～児童虐待防止のてびき～【要点編】」（令和元年 **12** 月）を参照してください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 **3433**）
支援教育課 生徒支援グループ（内線 **4732**）

Q5 登校してきた児童生徒等から新型コロナウイルスに関する偏見や差別・いじめに関する相談があった場合はどうすればよいか。

A: 悪ふざけも含めた偏見や差別・いじめ行為は人権侵害であり、断じて許されるものではありません。速やかに校内のいじめ対策組織で情報を共有するとともに、被害児童生徒等に寄り添う姿勢で対応してください。

また、いじめに限らず、児童生徒等が悩みや不安について、相談できるよう改めて、次の相談窓口を参考に児童生徒等・保護者に周知徹底するようにしてください。

●『LINE相談』大阪府教育センター

毎週月曜日 17:00~21:00 (受付は 20:30 まで)

●『すこやか教育相談 24』

電話：0120-0-78310(無料) 24時間対応の電話相談窓口です。

●『すこやか教育相談』大阪府教育センター

「すこやかホットライン」(子どもからの相談)

電話：06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

「さわやかホットライン」(保護者からの相談)

電話：06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談：月曜日～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始は休みです)

Eメール相談：24時間窓口設置 (但し回答は後日)

FAX相談(06-6607-9826)：24時間窓口設置 (但し回答は後日)

面接相談：学校を通しての予約が必要です。(祝日・年末年始は休みです)

担当：高等学校課 生徒指導グループ (内線 3433)

支援教育課 生徒支援グループ (内線 4732)

Q6 これまでも子ども家庭センター等と連携していたり、経済的に厳しい家庭など、心配な児童生徒等がいる。そういった児童生徒等の自宅へ教員が家庭訪問に行ったり、児童生徒等を個別に学校へ呼んでその状況を把握するのは構わないか。

A: 児童生徒等の心身の健康・安全に関わる場合など、緊急性が高い場合は、個別に学校へ登校させるなどの対応は可能です。また、家庭訪問についても同様に、緊急性の高い場合には、可能であるが、保護者に必要性を伝え、了解を得たうえで、マスクを着用するなど、感染予防に努めてください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ (内線 3433)

支援教育課 生徒支援グループ (内線 4732)

Q7 児童生徒等のケアの観点から、分散登校開始後に想定されるリスクや今のうちから取り組んでおいた方がいいことがあれば教えてください。

A: 分散登校再開後、ストレスや不安から体調不良や腹痛・頭痛などの症状が現れたり、家計急変により登校することが困難であったりといったことも想定されます。そのため、今のうちからそういった生徒が出てきた場合の対応方法を校内で確認しておく、配慮が必要な生徒のリストアップをしておくことが考えられます。詳細については4月8日送付時に添付の別紙1及び別紙6を参照してください。(→支援学校については、【府立支援学校にかかるQA】のQ14参照)

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q8 日本語指導の必要な生徒に対して、言葉の壁があり必要な情報を正確に伝えることが困難である。翻訳資料や相談窓口があれば教えてください。

A: 日本教育学校支援事業を委託している「ピアにほんご」のホームページに修学支援金等の様々な資料が掲出されています。また、次の相談窓口では多言語対応しています。また、最新の情報を次のサイトで確認することができますので、必要に応じて紹介してください。

○ピアにほんご

<http://pianihongo.org/>

○NPO 法人 AMDA 国際医療情報センターによる多言語電話相談窓口

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

○国内の新型コロナウイルス感染症に関する報道 NHK WORLD（19言語対応）

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/information/202004020600/?cid=wohk-flyer-org_site_pr_info_qr_multiple_lang-202004-001

○新型コロナウイルス対応 指さし会話（17言語対応）

<https://www.yubisashi.com/covid19/>

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

【学校の環境】

Q9 分散登校をさせるにあたり、環境整備等の留意点はあるか。

A: 感染症対策の3つのポイントの内、「感染源を断つ」「感染経路を断つ」ことに留意した取組みが重要となります。

そのため、環境整備として以下の取組みを実施してください。

- 1教室あたりの人数を15人程度までとし、児童生徒等の間隔をあけた配席とする。
- 手洗い場に石けんを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

※ 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、石けん等の使用を強要せず「流水でしっかり洗う」などで良いといった配慮を行うこと。

※ 手洗い場の水道水について、長期間使用量が少ない状態にあると、使い始めの水の遊離残留塩素が飛んでいることがあるため、留意すること。

長期間使用していない手洗い場については、一定の水量を放出してから使用するようにする。なお、学校薬剤師に相談するなど、必要に応じて連携し対応すること。

- 適切な環境保持のため、教室等の換気を行う。

常に窓の開放を行うことが困難な場合は、教室のドアや窓を少なくとも1時間に1回(5分程度)開放する。換気設備を設置している場合は適切に使用する。

→ 2方向のそれぞれ1つ以上の窓(対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われます)を開けて換気を行うことが望ましい

- 多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアの取手、スイッチ、手すりなど)を、消毒液(次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

→ 【資料5】「校舎等の消毒について」を参照

担当：保健体育課 保健・給食グループ(内線 3506)

高等学校課 学校経営支援グループ(内線 3426)

高等学校課 学事グループ(内線 3420)

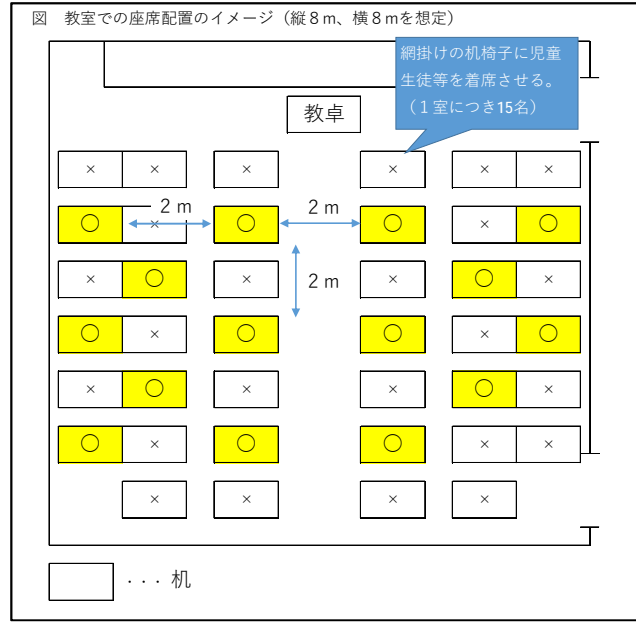
支援教育課 学事・教務グループ(内線 4736)

Q10 1教室あたりに参集する人数の上限が、なぜ**15**人程度までとされているのか。

A: 5月1日付け文部科学省の通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」では、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保する（おおむね**1～2m**）ことが望ましいとしています。

また、大阪府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の委員からは、飛沫感染を防ぐという観点に立ち、教壇から児童生徒等までの距離をとるために、各教室等の1列目には児童生徒等を座らせないよう助言を受けています。

これらのことから、下図を参考に、1教室あたりに参集する人数を**15**人程度までとし、児童生徒等間のスペースを十分確保してください。



担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

Q11 アルコール消毒液が不足しているが、衛生管理等のように対応すればよいか。

A: 手指の衛生管理については、流水と石けんで手洗いを行うことを基本としご対応ください。流水での手洗いが困難な場合等にアルコール手指消毒液を用いるなど、手洗いの代用とした活用をお願いいたします。

手洗いの頻度としては、外から教室に入る時や、トイレの後、活動の前後など、こまめに手を洗うよう指導することが重要です。（併せて、帰宅時や食事の前後にも手を洗うようご指導願います。）

また、手を拭くタオルやハンカチなどは個人持ちとし、貸し借りして共用しないよう指導してください。

校舎等の衛生管理については、消毒液として次亜塩素酸ナトリウムを積極的にご活用ください。(→【資料5】「校舎等の消毒について」を参照)

担当：保健体育課 保健・給食グループ (内線 3506)

Q12 在籍者数が100名未満の学校であっても分散登校させる必要があるのか。

A： 分散の区分については、例えば、定時制の課程において1・2年生と3・4年生で分けるなど柔軟に設定しても構いませんが、この度の措置の趣旨を踏まえ、分散登校としてください。

担当：高等学校課 学事グループ (内線 3420)
支援教育課 学事・教務グループ (内線 4736)

Q14 「5月18日以降の週は段階的に回数を増やしていく」とあるが、登校日を週に3回設定しても構わないのか。

A： 例えば、特定の学年に対して、5月18日からの週を2回、5月25日からの週を3回というように、段階的に登校日の回数を増やしていくことは可能です。ただし、実施にあたってはガイドライン等の内容を遵守してください。

担当：高等学校課 学事グループ (内線 3420)

Q15 登校日は出席日数として取り扱うのか。

A： 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合、その期間は「授業日数」には含みません。登校日は臨時休業期間中の対応であるため、「出席しなければならない日数」としては取り扱いません。

担当：高等学校課 学事グループ (内線 3420)
支援教育課 学事・教務グループ (内線 4736)

Q16 登校日に入学式や始業式を実施してよいのか。

A: 国の緊急事態宣言が発令されている状況下では入学式や始業式を実施することはありません。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q17 教育活動等再開後に入学式を実施しなければならないのか。

A: 入学式は必ずしも実施する必要はありません。
実施する場合は開催の方法について工夫する等、配慮をお願いいたします。
（→支援学校については、【府立支援学校にかかる QA】の Q1 参照）

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

Q18 入学式が行われていないので「入学許可宣言」ができていない。この場合でも入学は認められるのか。

A: 入学の許可は、校長が入学者選抜において合格者を決定したことを以て行われます。
入学式の「入学許可宣言」が行われなくても、入学が認められないということはありません。

【参考】学校教育法施行規則 第九十条

高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

Q19 入学式を実施していないが、在学証明書等の発行は行うことができるのか。

A: 可能です。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q22 登校日に授業を実施することは可能か。できないのであれば、学習課題のポイントを解説することや生徒の質問に対応することなどは可能か。

A: 臨時休業期間中により、授業はできません。今回の登校日は、学校再開後の教育活動等の円滑な実施を目的に設定されているものです。そのため、課題のポイントを解説することや、希望者に対して質問に応じる時間を設定することは可能です。

また家庭学習に係る課題については、以下のリンクも参考にして、引き続き学習保障に努めてください。

【家庭学習課題の参考】

- 臨時休業期間中の学習支援ページ（府教育センター）
<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/child.html>
- 臨時休業期間における高校生に向けた家庭学習教材等について（高等学校課）
http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/koukou_kateigakusyu/index.html
- 小中学生に向けた家庭学習教材等について（大阪府教育庁 小中学校課）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>
- 子供の学び応援サイト（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm
- NHK E テレ等のテレビやラジオ放送を活用した学習
- 設定したテーマについてインターネットを活用して調べまとめる学習

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q23 登校日に実施できることとしてどんなことが考えられるか。

A: 「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けたうえで、2時間以内で終了することができるのであれば、以下に例示することなどを実施していただいで構いません。

例：休業期間中の課題等の確認

日本学生支援機構の予約申請の手続き

入学時における提出書類の確認

インターネット上の学習コンテンツを活用した学習方法の提示

ただし、多くの人が集まる状況に不安を持っている児童生徒や保護者も少なくないことから、1教室あたりの人数は15人程度とし、学年全員が一堂に集まるような場は設定しないでください。例えばオリエンテーション等を行う場合は教室に分散して配席し、放送で行うなど工夫してください。

また、音楽等飛沫が飛ぶ可能性の高い内容や、人と人とが接触するような活動等は行わないでください。

なお、児童生徒等が「学校に行かなければならない」というメッセージと受け取らないよう、学力測定や進路指導に活用するためのテスト等は実施を見送ってください。また、保護者が参加しなければならない説明会や懇談会などの実施は不可とします。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

高等学校課 教務グループ（内線 3431）

高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q24 ガイドラインには「個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長してもよい。」とあるが具体的にはどのようなことが考えられるのか。

A： 個別対応には以下のようなことが考えられます。

- ・いじめや虐待が疑われる場合や、児童生徒等の悩みや不安について相談に乗る必要があると判断される場合
- ・ICT環境が十分でない生徒に対して授業動画の視聴等による学習支援を行う場合
- ・日本学生支援機構奨学金申請等について説明や手続きを行う場合

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q25 通知に「インターネット環境を活用した学習支援ができるよう準備を進めておくこと」と記載があるが、この期間においてどのようなことを実施すればよいのか。

A： 各学校において感染者が出た場合など、登校日の設定ができなくなることもあることから、緊急時の連絡体制の整備や授業内容（動画を含む）や教材、課題などを家庭で活用できる仕組みを整えておくことが必要です。具体的に行っていただきたい取組みは以下のとおりです。

- 1 ホームページ、電話以外でのメール等による生徒等への緊急連絡体制を整備する

- ・有料、無料を問わずメール等による緊急連絡システムを決定
- ・生徒等のメールアドレスの収集
- ・任意の登録の場合も、できる限り、登録を促すこと
- ・メールのテスト配信
- ・メールアドレス等を持たない生徒等、メール等で連絡できない生徒等の把握
- ・上記の生徒等に対する連絡方法の確認

2 家庭での ICT 環境を確認する（動画視聴やファイルのダウンロードの可否）

- ・端末の所持（スマートフォン、タブレット、PC）
- ・通信環境の確認（Wifi 環境、通信量制限）
- ・印刷環境の有無

なお、生徒の端末所持の状況や、家庭におけるインターネット環境の把握について、調査を実施する予定です。調査票の様式については5月12日までに送付します。

3 ICT を活用した家庭学習支援体制の構築

- ・ホームページやメール等での課題配信や動画を活用した学習支援等のための校内体制及びルール作り
- ・家庭学習の手引きの作成
- ・教員のスキル取得

なお、上記の ICT 環境が十分でない生徒への学習支援の例として、以下の取組みを参考にしてください。

- 例：・授業動画の DVD による配付
- ・課題等を保存した端末の貸出
 - ・登校日に、個別の相談時間を設け、授業動画の視聴等の支援をする

※今後におけるオンライン授業等の取扱いに係っては今月中を目途にガイドライン等を通知する予定です。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
 高等学校課 教務グループ（内線 3431）
 高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
 支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）
 支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）
 教育総務企画課 スマートスクール推進グループ（内線 3405）

Q26 登校日に物品販売等を実施してよいか。

A： 在校時間の 2 時間を超えない範囲で可能です。その際は、家庭学習を進める上で、教科書等の販売を優先し、販売場所で「3つの密（密閉・密集・密接）」の状態が起こらないよう十分に留意し、販売してください。

なお、引き続き、家庭学習ができるよう独自教材を HP に公開したり、Q22 の【家庭学習課題の参考】を活用する等の工夫をし、学習の機会の保障に努めてください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q27 物品販売等について、各販売店で対応してもらおう予定だが問題ないか。

A： 緊急事態宣言が発令された状況であるため、学校から一律の指示を出し購入させることは控えてください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q28 在校時間が 2 時間程度であれば部活動も可能か。

A： 部活動については、引き続き自粛願います。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
保健体育課 競技スポーツグループ（内線 3474）

Q29 緊急事態宣言が延長され、公共交通機関を利用する生徒が多い学校において、分散登校であっても、登下校中の感染リスクが懸念される。配慮すべきことは何か。

A： 登校時から必ずマスクを着用させてください。また、乗車中には、会話を控えるように指導ください。

学校としては、混雑時を避けることができるように登下校時間を設定してください。さらに、一日に複数回の登校時間を設定する際は、それぞれの登校時間と下校時間とが重ならないよう時間差を設けてください。

加えて、臨時的な自転車通学を許可するなどについても柔軟に対応してください。その際は保護者の承諾のうえで、自転車保険の説明、加入の確認を行い、登下校中の安全に十分注意するように指導してください。

なお、保護者の責任により自家用車による送迎については、乗降場所、生徒の登下校時間等に配慮し、事故などに注するよう、協力を求めてください。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

保健体育課 競技スポーツグループ（内線 3474）

Q32 大阪府育英会奨学金について、在学募集はどうなるのか。

A： 在学募集のスケジュールは次のとおりです。

＜在学奨学生募集のスケジュール＞

- | | |
|-------------|-----------|
| ○募集に係る書類の送付 | 6月 1日（月） |
| ○育英会への提出期限 | 6月 30日（火） |
| ○貸付日 | 8月 25日（火） |

上記内容は、ホームページにも掲載されますのでご確認ください。

＜公益財団法人大阪府育英会ホームページ＞

<https://www.fu-ikuei.or.jp/>

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

【児童生徒の学習】

Q33 授業を動画で配信したいが、留意点は何か。

A： 動画を作成する際は、個人情報に留意するとともに、教科書等の著作権に配慮してください。

また、著作権については、令和2年4月30日付け教高第1377号で通知したとおり、平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」が施行されたことに伴い、履修生徒に限定して、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの指導において、講義映像や資料をインターネットで送信することなどが本年度より原則許諾不要（本年度は無償）

で可能となりました。

ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、制度の対象になりませんので、留意ください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q34 授業を動画配信サイトに上げて、児童生徒に配信してもよいか。

A： Q33 と同様に、個人情報に留意するとともに、著作権に配慮した上での配信は可能です。

【参考】

- YouTube に上げる手順については、4月8日送付時に添付の別紙3を参照すること。
- 臨時休業中の学習支援のページには、「(教員向け) 動画作成のページ」もありますのでご活用ください。

<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/child.html>（大阪府教育センター）

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q35 休業期間中の家庭学習として、主たる教材である教科書に基づいたプリント等による学習を生徒に課しているが、その他にどのような課題が考えられるか。

A： 以下の例を参考にしてください。

【家庭学習課題の参考】

- 臨時休業期間における高校生に向けた家庭学習教材等について（高等学校課）
http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/koukou_kateigakusyuu/index.html
- 臨時休業中の学習支援のページ（大阪府教育センター）
<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/child.html>
- 小中学生に向けた家庭学習教材等について（大阪府教育庁 小中学校課）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>
- 子供の学び応援サイト（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

- NHK E テレ等のテレビやラジオ放送を活用した学習
- 設定したテーマについてインターネットを活用して調べまとめる学習

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
 支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q36 児童生徒への課題を学校のホームページに掲載してもよいか。

A： 不特定多数の者が掲載内容を閲覧できる状態となるため、課題に含まれる内容等の著作権には必ず配慮したうえで掲載してください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
 支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q37 購入又は給与済の教科書等の一部のコピーを課題として郵送したり、学校ホームページに転載してもよいか。

A： 当該の学校の児童生徒が購入済等の教科書等の一部を、家庭学習の課題として郵送することは可能です。

一方で、著作権の問題があるため、教科書等を不特定多数が閲覧できる状態で学校ホームページへ転載することはできません。学校ホームページへ転載する場合には、**Q33** に記載の制度を利用して、履修生徒のみが閲覧できるようにする工夫が必要です。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
 支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q38 授業ができない状態が続いたとき、学習指導の方法について府としての考え方を知りたい。

A： 令和2年4月10日付け2文科初第87号において「指導計画を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課すことが求められる」、「教科書と併用できる教材、動画等を活用した学習を組み合わせることで重要である」とされています。

これを踏まえて、各校の実態に応じた家庭学習ができるように、登校時の配付、学校HP、メール、郵送等様々な方法を用いて適切に課題を与え、登校時や電話、メー

ルで質問を受け付けるなど、学習保障に努めてください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q39 授業再開後の授業日数等に関して、府としての原則的な考え方を示してもらえないか。

A： 今般の状況等を見極めたうえで府としての方針を決定し、改めて通知いたします。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

高等学校課 教務グループ（内線 3431）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

【健康管理】

Q43 この期間に児童生徒等の定期健康診断を実施してもよいのか。

A： 構いません。実施にあたっては、資料3「児童生徒等定期健康診断実施にあたっての留意点」の内容に留意してください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q44 学校が設定した分散登校日において、活動中や登下校の際に児童生徒等が負傷した場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象となるか。

A： 対象となります。

【根拠法令】

学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金の基準に関する規則

学校管理下の範囲（施行令第5条第2項第2号省令第26条）

【学校の教育計画】とは

教育計画は、必ずしも年間、月間、あるいは週間とあらかじめ定められたものとは限らない。必要に応じて学校が計画したものを含む。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q49 新型コロナウイルス感染症の影響により、実施体制が整わず、健康診断が実施できない場合は、学校保健安全法施行規則に定められている**6月30日**を超えて実施しても問題ないか。

A: 新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって日程を延期する場合は、**6月30日**を超えてもよいとされております。

(参考：令和2年3月24日付け教保第2841号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について(通知)」)

医師が行う検診については、学校医・学校歯科医と事前に十分な打合せを行い、実施体制や日程等について検討してくださいませようお願いします。

児童生徒等の健康診断は、教育活動全般(体育的行事等)に関わるものであることから、可能な限りすみやかに実施されることが望まれますが、実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって健康診断が実施できない期間については、以下の①～④を実施し、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めてください。

- ① 保護者等が記入する保健調査票(心臓疾患に関わる内容等)を丁寧に確認する。
- ② 学校における日常的な健康観察等を実施する。
- ③ ①、②の内容から、学校医・学校歯科医と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
- ④ ①、②の内容や、学校医・学校歯科医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。

→ 児童生徒等の定期健康診断を実施するにあたっては、【資料3】「児童生徒等定期健康診断実施にあたっての留意点」を参照。

担当：保健体育課 保健・給食グループ(内線 3506)

Q51 登校後、児童生徒等が体調不良(発熱や風邪症状)を訴えた場合、どうすればよいか。また、公共交通機関を利用して帰宅させてもよいか。

A: 学校に留まらせることなく帰宅させてください。帰宅させる際には以下の内容にご留意ください。

- ・ 当該児童生徒等の待機場所として、他者との接触を極力避けられる部屋を用意してください。
- ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、保護者等に連絡し迎えに来てもらうようお願いをしてください。

- ・ 保護者等の自家用車による迎えや、対応が困難な場合など、状況に応じて、当該児童生徒等のみで帰宅させる際には、帰宅後に当該児童生徒等から学校へ連絡するよう指導し、帰宅したことを確認してください。
- ・ 帰宅する際に電車やバス等を利用する場合は、マスクの着用を確認するとともに、乗車中に極力声を発しないよう指導してください。

なお、帰宅させる際の判断基準は、発熱のみではありません（検温は必須ではありません）。発熱以外にも風邪症状を確認した場合は、保護者に連絡し帰宅させてください。

保護者の理解や協力が得られるよう、緊急時の学校の対応等について事前に保護者へ周知しておくことや、児童生徒等の平時の様子や基礎疾患等の情報を把握し、全教職員で共有しておくことが重要です。

→【資料2】「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」を参照

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q52 発熱や風邪症状のある児童生徒等が複数名いる場合は、帰宅させるまでの待機場所等、個々に対応すべきか。

A： 臨時休業期間中においては、一人ずつ個々に対応できる体制を整えてください。
→【資料2】「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」を参照

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q53 ウォータークーラーは使用してよいか。

A： 使用してよい。

使用方法については、新型コロナウイルス感染症に対する不安が強い児童生徒等もいることから、使用するにあたっては、個々で持参した容器（コップや水筒等）にうつして飲水させるなどの配慮を行うことも重要です。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q55 新学期に予定していた避難訓練の実施について、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けることが困難な場合は、実施しなくてもよいか。

A: 避難訓練については、児童生徒等の命に係わる教育活動であることから、年度内には実施していただきますようお願いします。

集団での一斉実施が困難な場合は、ホームルームやオリエンテーション等の機会を捉え、図上避難訓練（図上での避難経路の確認等）などの防災教育を行う方法等も考えられます。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

【教職員の服務等】

Q56 分散登校させる際に、教職員が気を付けることはありますか。

A: 教職員等も、学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、児童生徒等と同様の感染症対策を実施する必要があります。

「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けたり、手洗い、マスク等の着用、自己の健康管理や感染症対策を一層、徹底するよう留意してください。

出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど、適切な健康管理に努め、健康状態に不安がある場合は、学校へ連絡し無理な出勤は控えてください。

→ 健康状態を記録するためのツールとして、【資料4】「けんこうかんさつカード」等を活用してください。

集団感染が起こりうる学校で勤務していることを念頭に、日常生活においても、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるようご注意ください。

※ 支援学校で通学バスを運行している学校については、【府立支援学校にかかる QA の Q6 参照）

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

【その他】

Q81 教育実習等の実施にあたり、学生や大学等からも問合せがあるが、どのように対応するべきか。

A： 教育実習は教員免許状取得の要件となっており、可能な限り受け入れていただくようお願いいたします。

ただし、今年度については5月**31**日までは臨時休業であることと、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担増が想定されることから、実施時期を秋以降とすることも検討してください。

なお、当初予定されていた実習期間での実施が困難な場合は、弾力的な運用を大学等と相談してください。

- 例：・実習時間（日数）を必要最低限に減らす
・卒業年次の学生等教育実習等を次年度に実施することができない事情がある学生を優先するなどして人数を絞る

また、実習にあたって、学生に発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養するよう指導してください。その場合の実習期間については、大学等と相談してください。

支援学校における介護等体験の実施についても同様の扱いとしてください。

【参考】令和2年4月3日付け2教教人第1号「令和**2**年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」（4月8日送付時に添付の別紙4）

担当：高等学校課 学事グループ（内線**3420**）

支援教育課 学事・教務グループ（内線**4736**）

■市町村教育委員会向けQ & A

Q4 図書室などの通常の教室より広い場所であれば、府が示している人数（1教室あたり**10人～15人**程度）を増やしてもよいか。

A: 身体的距離（概ね1～2m）を確保するために、通常の教室の広さを想定して、1教室あたりの人数を**10人～15人**程度と判断しています。図書室のように広い場所であれば、身体的距離を考慮して、人数を増やすことは可能です。ただし、「密閉」「密集」の状態にならないようご注意ください。

Q6 登校日において、市町村の判断で給食を実施することは可能か。

A: 日数、在校時間、人数等、お示した留意点を踏まえた上で設置者である市町村教育委員会の判断で実施することはあり得ると考えます。その際は、文部科学省の通知を踏まえ、机を向かい合わせにしない、会話を控える、配膳を少なくするための工夫を行う等の感染防止策を徹底してください。

Q12 支援学級の登校日の設定について、留意すべき点は。

A: 支援学級には、重症化リスクが高い基礎疾病を有する児童生徒や、感染症予防対策（マスク着用、手洗いの徹底、接触軽減が必要等）が困難な児童生徒が多数在籍すること、指導の際に教員等との接触が避けられない場面が想定されます。そのため、登校日を設定する場合は、児童生徒の障がいの状況等にあわせた感染症予防対策をより徹底していただく必要があります。

また、登校時間をずらしたり、障がい種別や学年ごとに登校曜日や在校時間を工夫したり、個別登校などの対応を行うとともに、児童生徒の状況等に応じて、人数制限や教室環境など感染予防対策を講じた上で、保護者の付き添いも可能にするなど、保護者や主治医、学校医等とも十分に連携し、感染及び感染拡大リスクを可能な限り低減しながら対応いただくようお願いいたします。

なお、「府立支援学校にかかるQA」は、追って情報提供する予定にしています。

担当：支援教育課 支援学級グループ（内線 **5496**）